

## 宗教上の理由による輸血拒否に対する関町病院の対応方針

当院では、「相対的無輸血」の方針に基づき、宗教上の理由による輸血拒否に対して、以下の様に対応いたしますので、ご理解ご協力のほどをお願い申し上げます。

- ① 輸血を行う可能性がない医療行為に関しては、全ての患者さんに対して最善を尽くします。
- ② 輸血を必要とするような出血の可能性が予想される検査、処置および手術などの医療行為を行う場合は、輸血を回避するための可能な限りの努力をしますが、生命的危機および、輸血を行うことによってそれが回避出来る可能性があると判断した場合には輸血を行います。この場合、「輸血同意書」が得られない場合でも輸血を行います。
- ③ エホバの証人の方が提出・要求される「免責証書」は絶対的無輸血治療に同意すると理解から、本証書への署名・捺印はせず同意致しません。
- ④ 以上の方針は、患者さんの意識レベル、成人と未成年の別に関わらず、当院の対応に変わりはありません。
- ⑤ 自己決定能力がある患者さん、その保護者または代理人に対しては、上記の当院の方針を説明しご理解を得るように努力しますが、どうしてもご理解・ご同意が得られない場合には、他の医療機関へ「転院」をお勧めします。

### 【用語の説明】

#### ※相対的無輸血

患者さんの意思を尊重し可能な限り無輸血治療に努力をするが、「輸血以外に生命的危機を脱する手段がない」事態に至った時には輸血を行うという立場・考え方。

#### ※絶対的無輸血

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態に至る時にも輸血を行わないという立場・考え方。